4　法第五十五条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法であつて複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものとする。

（資格確認書の記載事項の訂正）

第九十五条　組合員（資格確認書（書面に限る。以下この条から第九十八条までにおいて同じ。）の交付を受けているものであつて、当該組合員又はその被扶養者が電子資格確認（法第五十七条第一項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。）を受けることができない状況にあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、資格確認書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格確認書に当該変更に関する申告書を添えて、組合に提出しなければならない。

2　組合は、前項の規定による資格確認書の提出があつたときは、遅滞なく、その記載事項を訂正して、その組合員に返付しなければならない。

（資格確認書の亡失等）

第九十六条　組合員は、組合員又はその被扶養者が資格確認書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き資格確認書を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出し、再交付を申請することができる。

一　組合員又はその被扶養者の氏名、住所及び組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

2　組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、資格確認書を再交付するものとする。

3　組合員は、資格確認書の再交付を受けた後において、亡失した資格確認書を発見したときは、遅滞なく、これを組合に返納しなければならない。

（資格確認書の検認等）

第九十七条　組合は、組合の定めるところにより、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をするものとする。

2　組合員は、検認、更新、記載事項の訂正又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3　組合は、前項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4　第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は無効とする。

（資格確認書の返納）

第九十八条　組合員（資格確認書の交付を受けているものに限る。）は、次に掲げる場合において、遅滞なく、資格確認書を組合に返納しなければならない。

一　組合員がその資格を喪失したとき。

二　組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

三　組合員又はその被扶養者が後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

四　組合員の被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。

2　前項第一号の資格喪失若しくは同項第四号の要件を欠くに至つた原因が死亡である場合又は同項の規定により資格確認書を返納すべき者が死亡した場合には、埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、資格確認書を組合に返納しなければならない。

（組合員証の記載事項の訂正）

第九十五条　組合員は、組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、組合員証に当該変更に関する申告書を添えて、組合に提出しなければならない。

2　組合は、前項の規定による組合員証の提出があつたときは、遅滞なく、その記載事項を訂正して、その組合員に返付しなければならない。

（組合員証の亡失等）

第九十六条　組合員は、組合員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き組合員証を添えて、次に掲げる事項を記載した組合員証等再交付申請書を組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　同上］

2　組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな組合員証を交付するものとする。

3　組合員は、組合員証の再交付を受けた後において、亡失した組合員証を発見したときは、遅滞なく、これを組合に返納しなければならない。

（組合員証の検認等）

第九十七条　組合は、組合の定めるところにより、組合員証の検認又は更新をするものとする。

2　組合員は、検認、更新又は記載事項の訂正のため、組合員証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3　組合は、前項の規定により組合員証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4　第一項の規定により検認又は更新を行なつた場合において、その検認又は更新を受けない組合員証は無効とする。

（組合員証の返納）

第九十八条　組合員は、その資格を喪失したとき、後期高齢者医療の被保険者等となつたとき又は継続長期組合員となつたときは、遅滞なく、組合員証を組合に返納しなければならない。

［新設］

2　前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項の規定により組合員証を返納すべき者が死亡した場合には、埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、組合員証を組合に返納しなければならない。